

19 世紀ドイツ中等技術教育の発展とその地域的差異 ー営業補習学校をめぐってー

森良次
(福島大学経済学部)

2日目 3月30日(日)
KKR伊豆長岡 千歳荘

はじめに

本報告は、19 世紀ドイツ営業補習学校の発展過程を領邦の技術教育政策の展開に着目し、検討するものである。

これまでのドイツ中等技術教育史に関する研究には二つの問題点がある。第一は、当該分野の経済史的研究が不足しているという点である。これは既存の研究の多くがプロイセンやライヒの動向のみに着目してきたことによる。プロイセンについては、19 世紀を通じ中等技術教育の発展は微弱で、ベルリン工科大学をはじめ高等技術教育の展開に着目することの意義が大きいことは間違いない。しかし中南部諸邦では、中等技術教育が 19 世紀前半に始まり、これら地域の産業発展に中等技術教育が果たした役割には無視できないものがある。技術教育史研究におけるプロイセン中心史観ともいべき姿勢が、近代ドイツ経済史上重要な役割を果たしたであろう中等技術教育に対する無関心を助長してきたのである。

第二の問題点は、営業補習学校に限定した場合、有力な研究潮流となっている、ドイツ政治社会史の流れを汲む職業教育史研究が政治過程分析に偏重しているという点である。これらの研究は、職業教育を政治的支配の道具と捉え、営業補習学校が 19 世紀末に至り量的な発展を遂げたことの要因を、ドイツ第二帝政下の中間層政策、「社会保護主義」に求める。これはプロイセンの営業補習学校発展を直接に導いた要因を明らかにするものである。だが、中等技術教育の地域的不均等発展の問題、すなわち、何故中南部ドイツで営業補習学校が発展を遂げ、逆にプロイセンでは発展が遅れたのかという点については、政治過程に注目するだけでは説明できないのである。

以上の問題点をふまえ、本報告ではまず、ドイツ中等技術教育の発展が地域的に「南高北低」という格差を伴うものであったことを確認する。次いでプロイセンとヴュルテンベルクに焦点を当て、営業補習学校政策と技術教育の実態を、営業者団体の役割にも注目し明らかにする。

1. 中等技術教育の地域的不均等発展

領邦ごとの各種中等学校の(量的)発展には次のような格差が見られた(1900 年時点)。

①小学校を卒業した若年就業者が通う一般補習学校では、プロイセン及びバイエルンと、ヘッセン、バーデン、ヴュルテンベルク、ザクセンとの間に大きな発展格差が存在した。

1870 年代のドイツでは、ザクセンを嚆矢としてバーデン、ヘッセンなど多くの邦が一般補習学校の義務化を定めた。ヘッセン、バーデン、ザクセンの一般補習学校生徒数の多さは、直接にはこの 1870 年代前半の措置による。

②主に手工業徒弟が通学する営業補習学校では、ヘッセン、ヴュルテンベルクの発展が他邦に比して著しい。これら地域の営業補習学校の整備は19世紀中頃より本格化する。プロイセンでも、他邦の一般補習学校就学義務化の動きに追随する形で1874年に営業補習学校に関する全国規程が作成されるが、その後の発展は量的にも質的にも限られたものであった。

③女性学校については、バーデン、ヴュルテンベルクの発展が突出している。ヴュルテンベルクでは、手芸実習中心の労働学校と並んで、商学系科目を教える学校が普及した。

以上の中等技術教育における中南部諸邦とプロイセンとの発展格差は、職業教育実践・思想にも見て取ることができる。1870年代ドイツ社会政策学会では、手工業徒弟制度が教育的要素を喪失し、内的解体の危機に直面する状況のなか、様々な職業学校制度が構想された。代表論者の一人ビューヒャーは、技術の進歩と分業の発展により手工業徒弟制度はもはや職業教育的課題を担いえないものとなってしまったこと、これを代替するものが学校教育であり、そのために一般教育、専門職業教育の大幅な拡充が必要であること、しかるに国家はこれまで技師など高級技術者の養成にのみ注意を向けてきたのであり、現在求められるものは、手工業者や工場労働者の職業教育を担う、職種別専門学校や手工業徒弟制度を完全に代替する養成作業場であることなどを主張した。これに対して、ヴュルテンベルクで産業振興政策に携る実務家シュタインバイスは、学校の授業は作業場の教練を代替し得るものでなく、これを補完することができるだけであるとの立場に立ち、ヴュルテンベルクでの実践をもとに手工業徒弟制度の存在を前提とした、営業補習学校、専門学校、養成作業所からなる職業教育体系を構想した。このシュタインバイスの職業教育論は、ドイツ各地の技術教育政策に影響を与え、職業教育のデュアル・システム形成の礎石となった。

バイエルンではミュンヘン市の視学官ケルシェンシュタイナーが当地の営業補習学校改革を主導し、1890年代以後のプロイセン営業補習学校政策に多大な影響を与えることになった。ケルシェンシュタイナーは、バーデン、ライプツィヒ等の実践に基づき、職業別の営業補習学校をミュンヘンに作り上げ、手工業者団体をその運営に関与させる。そのうえで彼はこうした学校モデルを公民育成の手段と位置づける。これによりケルシェンシュタイナーの職業教育論はプロイセン政府の支持するところとなる。19世紀末にプロイセンで営業補習学校の整備が本格化したこと背景には、中南部諸邦の職業教育実践とこれを公民教育と結びつけたケルシェンシュタイナーの補習学校改革運動が存在した。

2. プロイセンの営業補習学校の展開

プロイセンにおける補習学校に関する最初の全国的規程は、1874年に作成された。

補習学校は週に16時間の授業を行い、上下級の二段階に分かれて編成された。下級では小学校高学年の全教科が教授され、上級では「生徒の営業における堪能さ」を高めることが課題とされた。政府は補習学校の就学義務を拡大するために、3年間に限り学校運営費の1/2を国庫助成することも定めていた。

しかしながら、営業補習学校の普及は進まず、授業内容も職業教育的性格を欠いた一般教科が中心であった。その原因は、政府の営業補習学校政策により突如就学することになる多数の生徒を受け入れる教員、校舎、設備など現実的条件が欠けていたこと、1870年代以前のプロイセンでは営業補習学校の母体となる職業教育

機関が発達していなかったことにあった。プロイセンとバイエルンを除くドイツの諸邦では19世紀の前半に日曜学校のなかから職業教育という新たな使命を持った営業日曜学校が誕生する。しかしプロイセンの日曜学校は長らく宗教学校にとどまっていた。

営業補習学校の就学義務化を進めるうえで重要な契機となったのは1886年の「西プロイセン・ポーゼン州の補習学校設置・運営に関する法」の制定であった。これにより両州の人口1,000人を上回る全ての地区に、プロイセン政府が助成して補習学校を設置・運営すること、及び就学義務のない地区の場合に18歳未満の労働者に通学義務が課されることが定められた。その後1897年には帝国修正営業令が徒弟の補習学校・専門学校への通学を雇用主に奨励・監督するよう義務づけ、さらに1899年にプロイセン政府は商工大臣令をつうじて各自治体にゲマインデ条例上の就学義務制の採用を迫った。

こうしてプロイセン政府は19世紀末に至り営業補習学校の整備を本格的に開始したのであるが、それは教育内在的な要因、手工業者の側からの学校職業教育に対する要請によるものではなく、プロイセン東部地域の「ポーランド人問題」や「社会主義者鎮圧法」廃止後の社会民主主義勢力の伸張といった事態に対処すべく、民族政策、公民教育という「政治的」観点から打ち出されたものであった。

3. ヴュルテンベルクの営業補習学校政策と職業教育の実態

ヴュルテンベルクで、手工業徒弟・職人のための学校職業教育が始まったのは、1825年である。既存の宗教日曜学校を手工業者の職業教育機関に変更すべく、同年「教会・学校省」学務委員会は、郡庁に対し若年手工業者のための日曜営業学校の設置を指導し、可能な限りこれを推進することを求めた。学校の目的として、「若年の手工業者や産業従事者にその将来の職業のためのよりよい準備をあたえるだけでなく、倫理・風習に良好な影響を与え、これを無秩序から切り離す」ことが掲げられた。こうして日曜営業学校は、授業時間や教員の不足、生徒の欠席問題などの問題を抱えながらも、1846年には69校、生徒数4,500人を数えた。

1848年にヴュルテンベルクの産業振興政策の代表部である「工商業本部」が発足すると、その強力な指導のもと、営業補習学校は飛躍的に発展をする。日曜営業学校を母体として、多くの営業補習学校が誕生し、その数は1888/89年に183校に達する。工商業本部は、産業振興政策の課題の一つとして職業技術教育を掲げ、小営業のための中等技術教育の整備に努めた。そうした工商業本部の活動のなかで重要であったのは、教員の養成、製図教員の養成である。工商業本部は、製図教師でありかつ産業・芸術分野の装飾に秀でた工芸家あるいは実践的な技術者でもあるような教師を確保するため、学校教師、徒弟修業経験を持つ若年者を対象に、工芸美術や工業技術の製図・彫塑の教員志望者を募り、応募者に助成金を給付して、製図学校への通学と作業現場実習を課した。こうした方法で、1875年までに271名が製図教師としての準備教育を受け、製図・彫塑の教師となった。

では、営業補習学校における職業教育の実態はどのようなものであったのか。特徴を

① 1888/89年の生徒数を学校所在地住民数に対する比率で示すと、住民54,29人に生徒1人となる。手工業徒弟は住民38,61人に1人であったので、徒弟1,4人に1人が営業補習学校に通学していた。

② 授業科目は、デッサン、幾何学製図、製図、図法幾何学、幾何学など、製図ないしはこれに関連する基礎

的理論的科目に非常に高い位置づけが与えられていた。

③職種別の徒弟の進学率を見ると、機械製造業、大工・井戸掘業、園芸・野菜栽培・農業、家屋塗装・金メッキ業、指物・楽器製造業、馬車製造・ガラス・ろくろ細工業、鍛冶・鋳前業などで高くなっている。これら職種の多くは、製図技術を必要としていた部門であり、そこには近代的工業部門への熟練労働力供給源としての役割を担っていた職種も含まれていた。

④進学率の低い職種は、精肉・皮鞣業、製粉・パン焼・ケーキ製造業、ワイン・ビール醸造業、仕立・靴・毛皮加工業などであった。これらは小売を兼ねるなど、局地的・地域的市場圏を営業基盤とする食品・衣料品製造業、旧来的手工業技術を残す職種であり、製図技術の習得を必要としていなかった。

以上の点を合わせて考えるならば、機械製造業、大工・井戸掘業、指物・楽器製造業、馬車製造・ガラス・ろくろ細工業、鍛冶・鋳前業といった職種の、徒弟・職人の多くが営業補習学校に通うことの主要な動機に、製図技術の習得という目的があったことは間違いない。

ところで、ヴュルテンベルクの営業補習学校発展を可能にした要因は、如何なる点に求められるのか。1825年以降、政府は日曜営業学校の設置を推進し、1850年代からは工商業本部が営業補習学校の発展に指導力を発揮してきたことは、既に見たとおりである。

だが、こうした政策は経済過程から独立して展開されるものではない。

工商業本部は、営業補習学校委員会を通じて、学校設置を各ゲマインデに義務づけるのではなく、地域の実情、産業の職業教育需要の程度に応じて、日曜営業学校を拡大したり、営業補習学校を設置するよう指導していた。営業補習学校はゲマインデ機関であり、運営費はまずゲマインデが負担し、手工業者等の私的団体である「営業協会」がこれを補助していた。国庫助成は地域の負担能力を超える限りで認められた。学校を直接に監督・指導するのも、営業協会会員など産業人と主教員で構成される学校委員会であった。営業協会は、営業自由を標榜し、職場外の技術教育に積極的態度をとる点でイヌンクとは異なる政策指向を有する。ヴュルテンベルク各地の営業協会は、学校委員会を通じて、学校運営に日常的に関与し、徒弟作品の展示会、ツunft解散後の徒弟試験、講習会、講話、徒弟・生徒への奨学金給付など多様な活動を展開していた。要するに、営業補習学校の普及は、最終的にはその設置主体であるゲマインデと職業教育の受益者となる当該地区の商工業者、就中、営業協会の態度如何にかかっており、そうした制度的条件下で営業協会は学校の設置から運営に至るまで、非常に大きな役割を果たしていたのである。

結び

ヴュルテンベルクをはじめ、営業補習学校が発展したバーデン、ヘッセン、バイエルン(一部地域)では、ツunft的伝統は弱く、営業協会に見られたように、手工業者は学校職業教育に対して非常に積極的であった。他方、プロイセンでは、特に東部でツunft的伝統が強固で、学校職業教育に消極的なイヌンクが、支配的な営業者組織であった。このような事実を踏まえるならば、営業協会とイヌンクという政策的指向を異にする営業者団体のいずれが各地域の職業教育に関与したかという点こそが、営業補習学校の地域的不均等発展の経済的背景となっていたと考えられるのである。かかる見地に立って、諸邦の営業補習学校の発展過程を検討する

こと、これを今後の課題としたい。